平成２５年１月１日現在

１．商品名（愛称）	**自由金利型定期預金（大口定期）**
２．販売対象	・法人および個人
３．期　　間	・定型方式は１ヵ月、３ヵ月、６ヵ月、１年、２年、３年、４年、５年、７年、１０年の１０種類とします。 ・満期日指定方式は１ヵ月超５年未満の期間内でのご指定の日を満期日とします。 ・預入時のお申し出により定型方式による自動継続（元金継続または元利金継続）のお取扱いができます。ただし、自動継続は１ヵ月以上５年までの期間とします。
４．預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・１，０００万円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・満期日以降に一括して利息とともに払い戻します。
６．利　　息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課　　税	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・預入期間が２年以上のものは預入日から１年ごとの応答日を中間利払日として分割して支払います。預入期間が２年未満のものは満期日以降に一括して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から当該中間利払日の前日までの日数および中間利払率（約定利率×７０％、小数点第４位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を１００円とし、預入日から満期日の前日までの期間について１年を３６５日とする日割計算します。 ・個人：分離課税（２０％）※だだし、平成２５年１月１日～平成４９年１２月３１日までにお受取りになる利息については復興特別所得税が追加課税され、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ・法人：総合課税
７．手 数 料	――――
８．付加できる特約事項	――――
９．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。 ①　預入日の１ヵ月後の応答日の前日までに解約する場合 a　解約日の普通預金利率 b　約定利率－約定利率×３０％ c　約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率})\times(\text{約定期間}-\text{預入期間})}{\text{預入期間}}$

	ａ、ｂ、ｃのうちいずれか低い利率で計算します。 ②　預入日の１ヵ月後の応答日以降に解約する場合 前記のｂおよびｃのうち、いずれか低い利率で計算します。 （注）基準利率については窓口におたずねください。
10. その他参考となる事項	・期日後利息は解約または書替継続日の普通預金利率により計算します。 ・金利については窓口までお問い合わせ願います。
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 　または　03-5252-3772